

近代

第14章 近代の産業と生活 2. 近代文化の発達 (1) 教育の普及

明治後期の国家と学校—鳥取県の高等小学校—

鳥取高等小学校内規

第一章 総則

第一条 職員ハ、常ニ本校内土蔵ニ階ニ取設ケタル御影(勅語謄本)奉安所*ニ対シ最モ注意を加ヘ、守護心得ニ拠リ慎重奉護 スベシ

(中略)

第八条 本校年中ノ行事ヲ挙グレハ左ノ如シ

一月 一日	新年拝賀式
一月 九日	冬期開筵
一月 三十日	孝明天皇祭
二月 十一日	紀元節* 拝賀式
三月 二十日	第三学期成績考査
三月 二十一日	春期皇霊祭
三月 二十七日	卒業証書授与式
四月 一日	入学式
四月 三日	神武天皇祭

(後略)



鳥取高等小学校
(『写真集 明治大正昭和 鳥取』より転載)

*奉安所…奉安殿。戦前の日本において、天皇と皇后の写真(御眞影)と教育勅語を納めていた建物。
*紀元節…『古事記』や『日本書紀』で日本の初代天皇とされる神武天皇の即位日をもつて定めた祝日。
日付は二月十一日。一八七三(明治六)年に定められ、一九四八(昭和二十三)年に占領軍(GHQ)の意向で廃止された。

解説

この資料は、1900(明治33)年に定められたと考えられる、鳥取高等小学校の内規における総則部分の抄である。

同年、これに先立って小学校令の全面改正(第三次小学校令)が公布されている。この改正により、保護者は「学齡児童ヲ就学セシムルノ義務ヲ負フ」ことになり、公立小学校の授業料が原則無償とされたため、就学率は9割以上まで到達した。また、小学校の教則は文部大臣が定めるとし、教則の国定化が成立した。

日清戦争を経たこの頃の教育をめぐる社会的条件は大きく変貌しており、産業革命の進行、後進資本主義体制の急速な形成が、公教育の制度や内容、その量と質を規定する新たな要因として登場してきた。徳育を含んだそれへの対策についての学校教育への期待は非常に大きく、これに応じて天皇制国家の形成に関わる諸行事を職務や学校行事に積極的に位置づけようとした姿勢・意図をはっきりと読み取ることができるものである。当初は奉読されてもまだ今一つ理解されず、その力も認識されていなかった教育勅語も、次第に「超越的権威」を帯びたものへと変化していく。

* 高等小学校

明治19年の小学校令以来、第二次大戦前までの時代に存在した、後期初等教育または前期中等教育を担った学校。修業年限4年の尋常小学校の上部にあたった。義務教育ではなかったため授業料を徴収し、服装も男女とも袴着用が一般的であるなど、尋常小学校とは少なからざる差異があった。概ね2年ないし4年を修業年限としたが、明治40年に義務教育期間(=尋常小学校の修業年限)が4年から6年に延長されると、修業年限は2年となる。(担当:前田孝行)

鳥取県鳥取市 鳥取高等小学校内規
『鳥取高等学校内規・内規定 鳥取高等小学校 久松尋常高等小学校規定・評決録 明治26～鳥取市小学校長会』(鳥取県立公文書館蔵)

鳥取高等小学校…明治18年創立(東町の愛護会演武場を校舎)、明治22年 因幡高等小学校と改称(因幡に高等小学校が1校しかなかったため) 旧鶴殿邸に新築移転。

参考資料

- 鳥取県『新鳥取県史資料編 近代4 行政1』(2016年)
- 松尾 茂『写真集 明治大正昭和 鳥取』(国書刊行会 1980年)